



ハンセン病療養所
世界遺産
登録推進協議会

ユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」 登録に向けたロードマップ 2019年度-2021年度

2019年3月 作成

偏見と差別のない社会こそ、ハンセン病患者の生きた証。心の底から、そう思える日を目指して。私たちは記憶という財産を次世代に引き継いでいくため、ハンセン病療養所内の建造物・記録物を「ユネスコ世界遺産」に登録することに取り組んでいます。

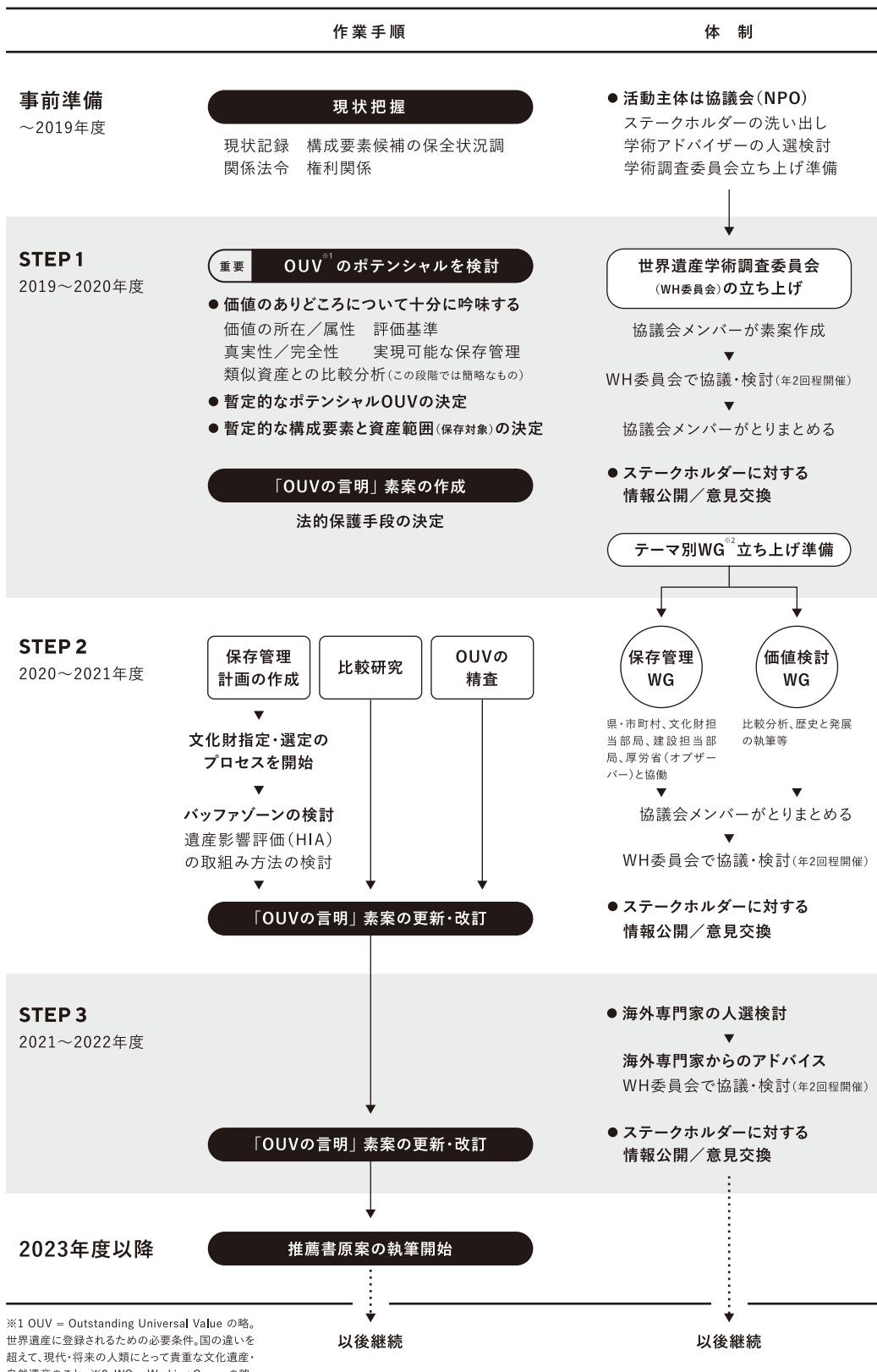
ユネスコ世界文化遺産 UNESCO World Cultural Heritage

文化的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日及び次世代のすべての人類に共通に重要である「顕著な普遍的価値」を有する記念建造物や遺跡です。土地や建物という不動産の資産が対象です。1972年の第17回ユネスコ総会にて採択された世界遺産条約にもとづく制度で、遺産保有国を中心に国際的な協力と援助の下で登録資産の保護・保全が行われています。日本では1992年に世界遺産条約が発効し、18件が文化遺産として登録されています。(2019年5月9日現在)

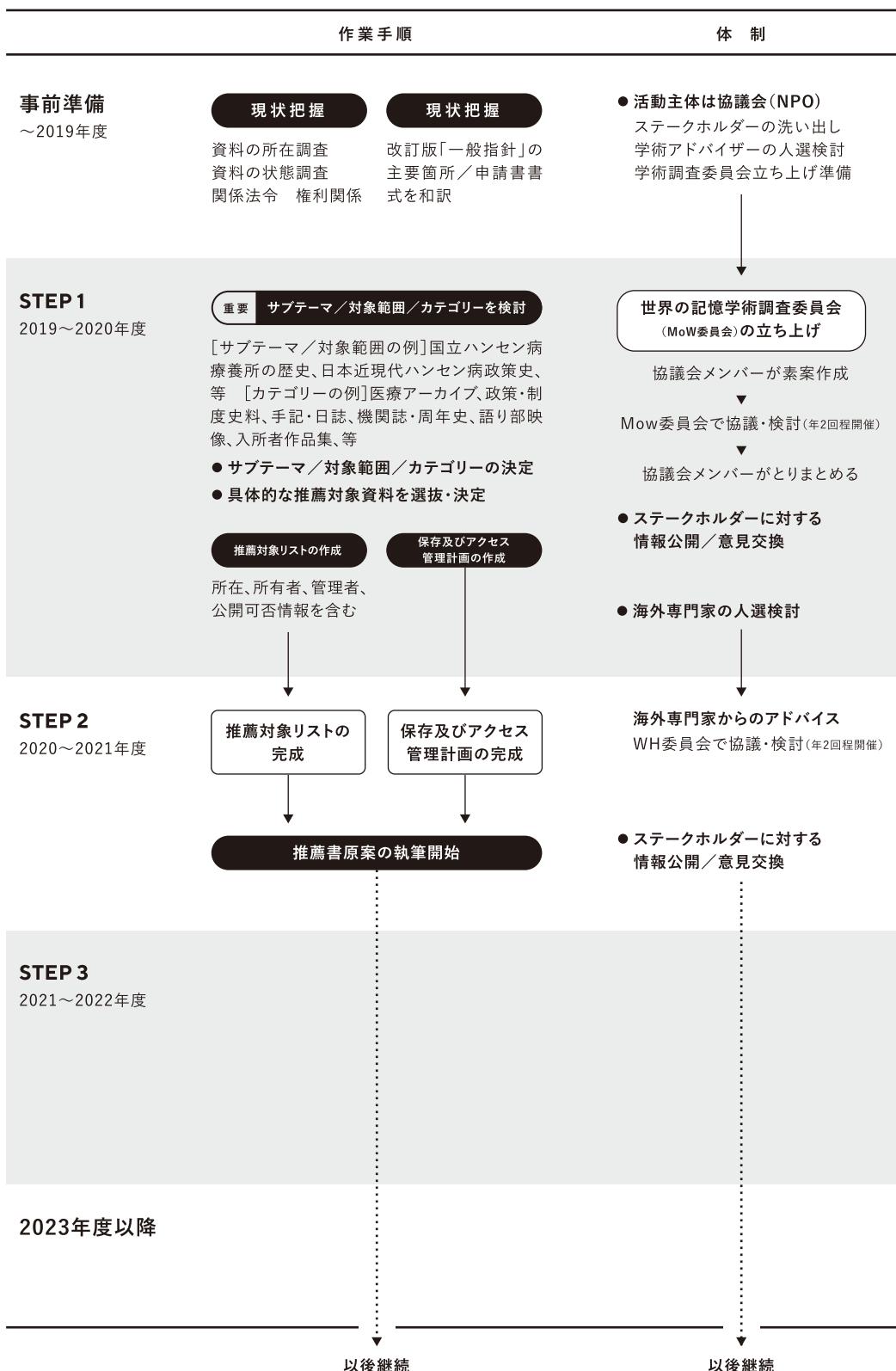
ユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産) UNESCO Memory of the World

世界的重要性を有する歴史的記録物です。文書や音声、画像という動産の資産が対象です。1992年に創設されたユネスコ主催事業で、資産の保全とその重要性について世界的な認識を高めることや資産への普遍的なアクセス確保の支援を目的とします。国際、地域、国内それぞれの登録カテゴリーがあり、日本では国際登録に7件、地域登録に1件がそれぞれ登録されています。
※2017年10月に国際登録された「朝鮮通信使に関する記録」には岡山県瀬戸内市牛窓町の本蓮寺が所有する「朝鮮通信使詩書」9点も含まれています。(2019年5月9日現在)

ユネスコ世界文化遺産 UNESCO World Cultural Heritage



ユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産) UNESCO Memory of the World



備 考

- 1) 世界遺産学術調査委員会、世界の記憶学術調査委員会とも、学術調査委員会の事務局は協議会(NPO)が担当する。学術調査委員会は協議会に学術アドバイザーが加わったものという位置づけを想定する。
- 2) WHに向けた資産の法的保護は、文化財保護法による史跡・文化的景観を想定する。
- 3) テーマ別WGは、WH委員会からは独立した作業部会で、協議会(NPO)もこれに参加する。